

政令第三百二十二号

国際受刑者移送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の項中「

第五百七条

裁判の

| | | | | |
|------|---|--|-----|---|
| 共助刑の | を | 第五百七条、第五百八条、第五百九条第一項、第五百十條第一項及び第三項、第五百十二条、第五百十四条並びに第五百十五 | 裁判の | 共 |
|------|---|--|-----|---|

助刑の

に改める。

| | | | | |
|---------------|--------------------|----------------|--------|------|
| 第五百十三條第一 項 | 第五百十三條第九 項及び第十項 | 「裁判の執行 する者」 | 「 」 | 条第四項 |
| | 第一項及び第六項 | 「裁判の執行」 | 「 」 | |
| | 第 | 「 | 「 | |

共助刑の執行を受ける者」

共助刑の執行」

一項

附 則

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月十五日）から施行する。

理由

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、共助刑の執行において刑事訴訟法を適用する場合に必要な技術的読替えを改める必要があるからである。